

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関ヶ原町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

関ヶ原町長

## 公表日

令和4年4月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であり、以下を行う。 健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業 (1)健康手帳の交付 (2)健康教育 (3)健康相談 (4)機能訓練 (5)訪問指導 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業 (1)肺がん検診 (2)乳がん検診 (3)胃がん検診 (4)子宮頸がん検診 (5)大腸がん検診 (6)肝炎ウイルス検診 (7)骨粗鬆症検診 (8)歯周疾患検診
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76、 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会・情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	国保関ヶ原診療所 医療保健課
②所属長の役職名	国保関ヶ原診療所 医療保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月16日	I 5. ②所属長	住民課長 河島 玲子	住民課長 三宅 芳浩	事後	
平成28年9月16日	II 1. いつの時点の集計か	平成26年8月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年9月16日	II 2. いつの時点の集計か	平成26年8月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月7日	I 5. ①部署	住民課 やすらぎ	健康増進課	事後	
平成29年4月7日	I 5. ②所属長	住民課長 三宅 芳浩	健康増進課長 澤 孝一	事後	
平成29年4月7日	I 7. 請求先	関ヶ原町 住民課 やすらぎ 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	関ヶ原町 健康増進課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	事後	
平成29年4月7日	I 8. 連絡先	関ヶ原町 住民課 やすらぎ 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	関ヶ原町 健康増進課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	事後	
令和2年6月5日	II 1. いつの時点の集計か	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月5日	II 2. いつの時点の集計か	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月5日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76	番号法第9条第1項、別表第一項番76、行番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事後	
令和3年6月1日	I 5. ①部署	健康増進課	国保関ヶ原診療所 医療保健課	事後	
令和3年6月1日	I 5. ②所属長	健康増進課長	国保関ヶ原診療所 医療保健課長	事後	
令和3年6月1日	I 7. 請求先	関ヶ原町 健康増進課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	事後	
令和3年6月1日	I 8. 連絡先	関ヶ原町 健康増進課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	国保関ヶ原診療所 医療保健課 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490-29 0584-43-3201	事後	
令和4年4月20日	I 1. ②事務の概要	健康増進法に基づき、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、各種健(検)診、訪問等、住民の健康増進のために必要な事業を行っている。また、各種の利用申込、利用(受診)案内、事業の提供、結果管理、事後指導、事業評価などを行っている。健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。①健康増進事業の実施 ②健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であり、以下を行う。健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業(1)健康手帳の交付(2)健康教育 (3)健康相談 (4)機能訓練(5)訪問指導 健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(1)肺がん検診 (2)乳がん検診(3)胃がん検診 (4)子宮頸がん検診 (5)大腸がん検診 (6)肝炎ウイルス検診 (7)骨粗鬆症検診 (8)歯周疾患検診	事前	
令和4年4月20日	I 1. ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー	事前	
令和4年4月20日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年4月20日	I 4. ②法令上の根拠		(情報照会・情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	